

4. 委員の出席状況（出席委員）			
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
		11 渡辺 健一	
13 長屋 教幸			16 安藤 弘司
17 久保 拓也	18 栗田 淳		20 千葉 実
21 北谷 昭一		23 松田 和浩	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	
4 姉崎 淳一	9 藤井 和人	10 中原 修	
12 島田 宗央	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
19 松橋 聡	22 秋葉 宏之	24 佐藤 茂	
6. 事務局			
事務局長	宮本 則幸	主任	野村 亮太

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第10回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、13名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、16番 安藤委員及び17番 久保委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和4年9月27日に開催されました、令和4年第9回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>10月14日(金) コミュニティーセンター1階大会議室において農用地あっせん会議が開催され、これに小崎委員・佐藤弘朗委員が出席しております。</p> <p>本日令和4年第10回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人は、遠軽町、●●●●さんで、所有者は北見市、●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別北町●●番●外計3筆で、地目</p>

<p>事務局</p>	<p>は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は243㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに上湧別屯田市街地、●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別北町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は598㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、遠軽町、●●●●さん、所有者、札幌市、●●●●さんです。土地の所在ですが、南兵村二区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,268㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤弘朗委員、渡辺委員、吉村会長でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定</p>

<p>事務局</p>	<p>による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において1件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>番号1番。譲渡人が南兵村三区、●●●●さん。譲受人が中湧別南町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、南兵村三区●●番●外計5筆で合計面積は19,218.67㎡です。転用目的は、砂利採取による一時転用のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は24,872千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の9ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農</p>

事務局

業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権が7件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は16,334㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年10月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,266,000円でございます。
(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は67,375.45㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっており、賃貸価格は185,240円でございます。
(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計10筆で合計面積は89,495㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっており、賃貸価格は128,640円でございます。
(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計23筆で合計面積は160,653㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

ます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっております、賃貸価格は177,100円でございます。

(別冊資料8～10ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。番号4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●●番●外計4筆で合計面積は16,856㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっております、賃貸価格は71,580円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●●番●外計5筆で合計面積は50,727㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっております、賃貸価格は142,020円でございます。

(別冊資料12・13ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、札幌市●●●番●外計6筆で合計面積は39,009㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっております、賃貸価格は57,700円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、札幌市●●●番●外計9筆で合計面積は57,769.12㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年10月27日から令和9年8月25日までの5年間となっております、賃貸価格は8

事務局	<p>9, 880円でございます。 (別冊資料15ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p>

議 長

これで令和4年第10回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 13時45分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員